

請願第 8号

令和元年10月 9日

川崎市議会議長 山崎直史様

中原区

中原区町内会連絡協議会

ほか 63名

等々力緑地屋内外プール設置に関する請願

請願の趣旨

等々力緑地再編整備実施計画に沿って廃止されたプールについて、市民の要望を踏まえ、屋内外プールの設置をお願いいたします。

請願の理由

本市は、平成23年3月に策定した「等々力緑地再編整備実施計画」において、市内で最も利用者数が多かった屋外プールを、施設の老朽化や敷地の効果的な利用が図られていないことを理由として挙げ、プールが家族で気軽に利用できる団らんの場であったことや、小学生等が泳ぎの練習をしたり楽しく遊んだりする場であったことを考慮することなく、平成27年の夏を最後に廃止しました。

その後、夏休み期間中の小学校のプール開放も、警備員の配置が義務付けられたことでコストの増加等を理由に廃止されてしまいました。

「実施計画」では、プールの機能の1つである健康維持・健康づくりという視点からも、施設の必要性の検討を進め、大規模施設への複合化や公園区域の拡大に合わせた整備の可能性について検討するとし、さらに、平成23年11月に策定した「等々力陸上競技場整備計画」では、プールの大規模施設への複合化は、陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下への複合化の可能性について検討するとしていますが、平成30年3月に策定された「等々力陸上競技場第

2期整備計画」以降、複合化や公園区域の拡大に合わせたプール整備についての検討状況は市民には示されていません。

私たちは、市民が気軽に楽しんだり、小学生の子どもたちが泳ぎの練習をしたり、楽しく遊んだりする場としてのプール設置を何度か本市に要望してきましたが、プール設置の検討はされないまま、現在に至っております。

こうした中、昨年度、本市が実施した等々力緑地のマーケットサウンディングでは、等々力緑地を活用した民間収益事業としてプールが提案されています。これは、プールの需要や効用を踏まえたものであり、さらには、採算的にも成り立つことの現れだと思えます。

また、等々力緑地再編整備事業におけるPFI法に基づく民間提案が東京急行電鉄株式会社からあり、内容は公表されておりましたが、プールの再設置が期待されています。

等々力緑地再編において失われたプールの持つ機能・効果についてしっかりと検証し、市民の要望を考慮し、施設の必要性の検討を早急に進め、PFI方式の導入の可能性を含め、「実施計画」で本市が示した大規模施設への複合化や公園区域の拡大に合わせた整備について創意工夫の上検討し、設置することをお願いします。

また、検討経過についても市民への情報提供をお願いします。

紹介議員

吉 沢 直 美
大 庭 裕 子
川 島 雅 裕
押 本 吉 司
重 富 達 也
三 宅 隆 介
松 川 正二郎